

～生活機能評価「介護予防のための健診」が始まります～

「生活機能評価は介護予防のための健診です。要介護状態にならないために生活機能評価を受診して介護予防に取り組みましょう」

健診内容：基本チェックリスト（25項目の問診）・血液検査・心電図検査等
 受診期間：5月10日～平成23年3月31日
 持参するもの：介護保険被保険者証（オレンジ色）
 健診実施医療機関：羽曳野市・藤井寺市の健診実施医療機関
 （下の国保記事羽曳野市および藤井寺市の表をご覧ください）

対象者：羽曳野市にお住まいの65歳以上の方
 （要支援・要介護認定を受けている方は除きます）
 ※各医療保険者が実施する特定健診・後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査・健康サポート健診と同時に受診できます。

お問い合わせ 高年介護課 地域包括支援室（内線1380）

40歳以上の国民健康保険に加入している方へ

特定健康診査のご案内

5月10日から特定健康診査がはじまります

自分ではなかなか気づかない生活習慣病を特定健診で早期に発見しましょう！

5月から、特定健康診査・特定保健指導が始まります。特定健康診査は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着眼した内容の健診です。40歳以上の国民健康保険加入で受診対象の方には保険年金課より受診券を順次郵送します。（自己負担金は1,000円です）

羽曳野市特定健診・生活機能評価実施医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
1 アンジュクリニック	936-1212	23 丹比荘病院	955-4468
2 上嶋クリニック	958-7733	24 調子医院	952-3150
3 江口クリニック	950-5580	25 土屋医院	957-1001
4 江藤クリニック	956-8881	26 寺田内科	957-6811
5 大塚医院	956-0130	27 豊川病院	939-8561
6 おとのクリニック	931-2001	28 仲谷・飯山クリニック	939-0450
7 加藤医院	953-5901	29 なわクリニック	958-2014
8 亀山クリニック	931-2055	30 埴生診療所	953-0885
9 かわばた医院	950-3700	31 ひきまクリニック	950-4880
10 貴志クリニック	958-9062	32 福岡医院	956-3027
11 北川内科クリニック	938-6528	33 藤野整形外科	955-0188
12 倉岡医院	954-3294	34 藤野放射線科	938-5050
13 坂本医院	956-0207	35 藤本病院	958-5566
14 坂本クリニック	958-7270	36 ぶどうの家診療所	950-0155
15 さとうクリニック	950-6656	37 ますだ整形外科クリニック	957-6815
16 四天王寺悲田院診療所	956-2985	38 松谷整形外科クリニック	950-2377
17 島田病院	953-1001	39 向野診療所	938-6226
18 しまだ耳鼻咽喉科	954-3301	40 森クリニック	930-2755
19 しもと医院	955-1661	41 ヤスタクリニック	950-4433
20 城山病院	958-1000	42 山蔭医院	956-0080
21 高村病院	939-0099	43 山田クリニック	953-0121
22 たてやまクリニック	955-3005	44 山本内科クリニック	958-1567

～65歳以上の国民健康保険に加入している方へ～

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方については生活機能評価（介護予防健診）を同時に実施します。介護保険被保険証を提示して、特定健診と同時に受診してください。（生活機能評価は国民健康保険の特定健康診査と同時にのみ受診できます。）実施医療機関は次表のとおりです。
 ※特定健診を受診時は国民健康保険と介護保険の2枚の被保険者証と特定健診の受診券が必要です。

※必ず両方持ってってください。

藤井寺市特定健診・生活機能評価実施医療機関

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
1 青山病院	953-1211	21 そごうクリニック	931-0005
2 市立藤井寺市民病院	939-7031	22 園部医院	937-2600
3 池田医院	955-0720	23 竹口クリニック	930-5600
4 うえた内科医院	936-0088	24 辰巳医院	939-8081
5 内外科内科診療所	955-2111	25 とよしクリニック	952-8607
6 エノキ医院	938-0638	26 鳥居医院	955-0268
7 岡田医院	952-1550	27 長崎医院	955-7070
8 数尾診療所	955-4768	28 ナワタクリニック	953-0666
9 可児医院	955-1847	29 西村クリニック	952-8460
10 きしだ内科	955-8220	30 はまぐち内科クリニック	931-2727
11 北村外科内科クリニック	938-1700	31 平松産婦人科クリニック	955-8881
12 久保医院	955-1220	32 福田医院	955-0657
13 黒川クリニック	931-0800	33 藤田内科医院	954-7707
14 くるた内科クリニック	936-8810	34 船内クリニック	955-0678
15 小林クリニック	952-5181	35 松青会 松田医院	939-4307
16 米谷医院	955-8002	36 松田クリニック	931-5551
17 佐井胃腸科肛門科	937-2029	37 三根医院	955-1524
18 清水医院	955-1206	38 宮原内科医院	953-5387
19 白江医院	955-0545	39 元村医院	955-0240
20 白川医院	955-0703	40 森川医院	939-5888
		41 山鳥医院	954-8168

お問い合わせ 羽曳野市役所 保険年金課 TEL072-958-1111（内線1761）

羽曳野市本人通知制度について（6月から第三者への住民票などの交付に係る「本人通知制度」が始まります）

1. 目的

この制度は代理人や第三者による請求に基づいて住民票の写し、戸籍謄抄本などを交付したとき、事前に登録した人にその事実を通知し、不正請求を抑制する効果を期待するものです。

2. 施行日 平成22年6月1日

3. 制度の流れ（登録から通知、証明までの流れ）

- ①事前登録・・・通知を希望する人が事前に登録
- ②代理人・第三者請求に基づく交付・・・住民票の写し等の請求があれば審査のうえ交付
- ③交付事実の通知・・・事前登録者に、交付した事実を通知
- ④交付事実証明書（希望する場合）・・・証明が必要であれば申請により証明書を交付

4. 登録ができる人

羽曳野市に住民登録をしている人
 羽曳野市に本籍がある人

5. 登録期間・必要書類

登録した日から1年間（継続の場合は再度の申請が必要です。）

本人の場合	本人確認書類（運転免許証・パスポートなど）
代理人（登録できる人から登録された人）の場合	委任状など
法定代理人の場合	資格を証明する書類

6. 通知内容

事前登録を行った人の住民票の写し等を本人の代理人および第三者に交付した場合にその事実のみを通知します。

◎通知の対象となる証明書（住民票の写し等）

- ①住民票の写し等（削除された住民票を含む。）
- ②住民票記載事項証明書
- ③戸籍附票の写し（削除された戸籍附票を含む。）
- ④戸籍謄本及び戸籍抄本（全部事項証明書及び個人事項証明書）（除かれた戸籍を含む。）
- ⑤戸籍記載事項証明書（一部事項証明書）（除かれた戸籍を含む。）

7. 交付事実証明書

住民票などを代理人・第三者に交付した事実の証明が必要な場合は、住民票等交付事実証明申請書に交付事実通知書と本人確認書類（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど）を添えて申請してください。（証明発行手数料200円が必要です。）

◎証明できる事項

- ①交付日 ②交付種別（戸籍謄本など）
- ③交付部数 ④請求種別（代理人請求・第三者請求）

お問い合わせ 市民課（内線1610）